

	帳票名	持分で按分した評価相当額 (A)	持分で按分した課税標準相当額 (B)	持分で按分した評価相当額 (補正後) (C)	持分で按分した課税標準相当額 (補正後) (D)
評価額を印字する帳票 (課税標準額、税額は印字せず)	No. 103 評価証明書	実装すべき印字項目	—	実装してもしなくても良い印字項目	—
	No. 66 家屋価格等縦覧帳簿	実装すべき印字項目	—	—	—
	No. 100 資産証明書	実装すべき印字項目	—	—	—
課税標準額を印字する帳票 (課税標準額に税率を乗じた 相当税額も含む。)	No. 104-107 公課証明書 (償却資産を除く)	実装すべき印字項目	実装すべき印字項目	実装してもしなくても良い印字項目	実装してもしなくても良い印字項目
	No. 73-74 課税明細書	実装すべき印字項目	実装すべき印字項目	実装してもしなくても良い印字項目	実装してもしなくても良い印字項目
	No. 9-10 家屋 (補充) 課税台帳 (閲覧用)	実装すべき印字項目	実装すべき印字項目	実装してもしなくても良い印字項目	実装してもしなくても良い印字項目
課税標準額に加えて、 税額を印字する帳票	No. 63-64 名寄帳兼 (補充) 課税台帳	実装すべき印字項目	実装すべき印字項目	実装してもしなくても良い印字項目	実装してもしなくても良い印字項目
	No. 109-110 課税証明書	—	実装すべき印字項目	—	—
	No. 86-87 減免決定通知書	—	実装すべき印字項目	—	—
	No. 94-97 更正 (価格・賦課) 決定通知書	実装すべき印字項目	実装すべき印字項目	—	—